

生駒市規則第 2 4 号

生駒市立幼稚園保育料徴収条例施行規則及び生駒市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 3 0 年 9 月 2 8 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市立幼稚園保育料徴収条例施行規則及び生駒市立保育所条例施行規則  
の一部を改正する規則

(生駒市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の一部改正)

第 1 条 生駒市立幼稚園保育料徴収条例施行規則（平成 1 3 年 6 月生駒市規則第  
1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(規則で定める生計を一にする子)

第 5 条 条例別表第 1 備考第 2 項の規則で定める生計を一にする子は、当該年  
度（4 月分から 8 月分までの保育料にあつては、前年度）の初日の属する  
年の前年の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 1 3 条第 1 項の総  
所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が 3 8 万円以下の子で  
あつて、他の者の控除対象配偶者（同法第 2 9 2 条第 1 項第 7 号に規定す  
る控除対象配偶者をいう。）又は扶養親族（同項第 8 号に規定する扶養親族  
をいう。）とされていないものとする。

(生駒市立保育所条例施行規則の一部改正)

第 2 条 生駒市立保育所条例施行規則（平成 1 3 年 3 月生駒市規則第 8 号）の一  
部を次のように改正する。

第 9 条を第 1 0 条とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

(規則で定める生計を一にする子)

第9条 条例別表備考第6項の規則で定める生計を一にする子は、当該年度（4月分から8月分までの保育料にあつては、前年度）の初日の属する年の前年の地方税法（昭和25年法律第226号）第313条第1項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が38万円以下の子であつて、他の者の控除対象配偶者（同法第292条第1項第7号に規定する控除対象配偶者をいう。）又は扶養親族（同項第8号に規定する扶養親族をいう。）とされていないものとする。

別表備考第3項中「別表備考第8項各号」を「別表備考第9項各号」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。